



使用済鉛蓄電池処理の新たな課題

1. はじめに

先月の草の根 25 号にて「使用済鉛蓄電池」の処理の現状報告と問題点の報告を行った。

都内の廃棄物処理業者からの的を得た指摘を受けた。すなわち問題点の羅列と報告だけで解決策がないのは意味がない。

2. 使用済鉛蓄電池処理の解決策は？

環境省は通知(環産産発第 050330009 号)にて、「廃鉛蓄電池」には強酸の希硫酸が含まれており、廃棄物として取り扱う場合には、技術指針に従い「特別管理産廃」として適正に処理する指針を出した。

通知では「当該技術指針を排出事業者、廃棄物処理業者等の関係者に周知し、指針に沿った使用済鉛蓄電池の適正処理の確保が図れるよう指導の徹底に努めるようお願いする」旨が示されている。

3. 技術指針内容と、東京都対応の相違点

草の根通信 25 号に示した東京都許可では特別管理産廃の許可を受けることなく「廃鉛蓄電池」を普通産廃として収集、運搬、保管積替え処理が出来るとしたところです。

環境省の通知を受けても東京都の行政区域内では暫定的に特別管理産廃の許可なくとも適正処理と見なす扱いが認められている。この相違点が大きな問題点であった。

4. 廃使用済鉛蓄電池の処理環境が変化

環境省が通知を出した平成 17 年と現在とでは大きな状況の変化がある。すなわち、

- ① バーゼル条約の国内批准に伴い、現状は国外への輸出承認が困難な状態である。
- ② 鉛は貴重資源であり外国の精錬所に依存せずに国内精錬と資源確保を国が重視
- ③ 国外の精錬から国内精錬に転換した結果、国内処理費が値上がりした経緯ある。

5. 「どうする東京都」……模索中か？

東京都に隣接の県は、環境省の通知を受けて、使用済鉛蓄電池を収集運搬、積替え保管する場合には、「特別管理産廃」の許可取得という原則的対応を行ってきた。

東京都の普通産廃しか持たない収集運搬業者は、処分、又は輸出の事情で他県に運搬するために他県で「特別管理産廃」の許可を取得している許可業者も少なく無い。

結果として、東京都が暫定的に認めてきた「普通産廃」の許可で使用済鉛蓄電池を収集、運搬、積替え保管を容認する行為は都外の広域処理を認めている原則から外れる。

6 都内業者も決断を求められる。

蓄電池などは、特別管理産廃の強酸以外に強アルカリを使用している蓄電池も存在している。産業廃棄物の許可は、(普通)産廃と特別管理産廃は別個の許可制度である。

その理由は、それぞれの運搬基準、保管基準が普通産廃と異なり、より厳しい基準が適用されているからです。具体的には、→

① 収集運搬基準

- ・輸送用レット、網かご使用、バラ積み避ける
- ・転倒・落下防止のため平積み原則する
- ・電槽破損、電解液漏れの場合は別途の措置

② 保管基準

- ・保管場所: 原則屋内として炎天下屋外不可
- ・鉛蓄電池ある事の表示看板の掲出
- ・荷崩れ防止と、防液堤となるパレット使用等

7. おわりに

鉛蓄電池は、自動車バッテリーに限定されない。大規模なオフィスビルおける産業用の非常用電源など用途は広い。必要な許可を備えることで、事業の拡大が見込まれる。以上